

高津区役所職員衛生委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）に基づき、高津区役所（地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課、衛生課及び道路公園センターを除く。）職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、高津区役所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員、産業医及び衛生管理者により組織する。

2 委員長は、副区長をもって充てるものとする。

3 副委員長は、総務課長及び川崎市職員労働組合高津支部長をもって充てるものとする。

4 委員の構成は次のとおりとする。

(1) 理事者側

ア 生涯学習支援担当課長

イ 橘出張所長

ウ 区民サービス部の推薦する課長1名

エ 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の推薦する課長1名（地域支援課及び衛生課を除く）

(2) 労働組合側

ア 高津支部の推薦する区役所に所属する職員4名（うち1名は橘出張所に所属する職員とする。）

イ 民生支部の推薦する地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に所属する職員1名

ウ 教育支部の推薦する生涯学習支援担当に所属する職員1名

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

(部会)

第6条 委員会に専門事項等を審議するため、部会を設置することができる。

2 部会の構成及び必要事項については、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は総務課に置く。

2 委員会に書記1名を置き、総務課の職員を委員長が指名して充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 高津区役所職員衛生委員会要綱(平成8年2月1日)は廃止する。

附 則

この改正要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。